

こんなところから…

マルチ商法の勧誘に!?

最近、特に若者に対するマッチングアプリやSNSなどを通じたマルチ商法への勧誘についての苦情が増えています。

マッチングアプリ



SNS



投資・資産形成セミナー



社会人サークル



誘われて行ってみたら…

**マルチ商法の
勧誘だった!!**



- 会った際に別のイベントやビジネス等に誘われた場合には、その内容に注意しましょう。また、周りの人に相談したり、契約相手について調べたりして、よく検討しましょう。
- 事務所や住居など密室へ訪問する場合には、用心しましょう。
- その場の雰囲気流されて勢いで契約せず、契約したくない場合にははっきりと断りましょう。



出会い・交流の場がマルチ商法の入口になることも

マッチングアプリ

デートのはずが
ビジネスの話

NO!!



その場で
契約しない

SNS

マルチじゃないは
赤信号

NO!!



DMだけで
申し込まない

投資・資産形成セミナー

無料セミナーから
高額商品を
その場で契約

NO!!



その場で申込み・
送金はしない。

社会人サークル

「紹介すると
特典／報酬」には
要注意

NO!!



違和感なら
離脱

迷ったらその場で契約しない／資料は持ち帰る／困ったら188

連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）は、
契約書面を受け取った日から**20日間以内**であれば、
原則として、**無条件で契約解除**ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

クーリング・オフの方法

- ① ハガキなどの書面又は電子メールなどの電磁的記録による通知で行いましょう。
- ② 契約種別(例:会員契約、商品購入契約等)、契約情報(会員契約は会員番号、会費額、契約日、勧誘者名など。商品購入契約は商品名、契約金額、契約日など。)及び契約の解除・返金を求める旨を書きます。
※あなたの住所・氏名を書くことも忘れずに。
- ③ ハガキの場合、表・裏共にコピーを取り、郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの発送した記録が残る方法で出して、受取証などをもらい、ハガキのコピーと受取証を大切に保管しましょう。
- ④ 電子メールの場合、送信したメールは削除しないでおきましょう。

契約解除通知書

通知書

会員契約

会員番号 ○○○○○○○○
会費 ○○○○円
契約年月日 ○年○月○日
契約者氏名 ○○ ○○

商品購入契約

商品名 ○○サプリメント
契約金額 ○○○○円
契約年月日 ○年○月○日

上記のいずれの契約も解除しますので、
支払った代金○○○○○円を返金してください。

○年○月○日

住所 ○○県○○市○○○○
氏名 ○○ ○○

契約書に「クーリング・オフはできません」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎていているように見えても、契約を解除できる場合があります。認めずに消費生活センター等に相談しましょう！

困ったときは一人で悩まずに、「消費者生活ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン ☎(局番なし) **188**



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤヤン